No. 20

# ミャンマー中央林業開発訓練センター計画
# 事前調査団・長期調査員・実施協議調査団
# 調　査　報　告　書

平成２年３月

国際協力事業団

林開発
J R
90 － 24

国際協力事業団
23736

JICA LIBRARY
1097840(1)
23736

# 序　　文

ミャンマー連邦政府は、第５次国家４か年計画の林業分野において、木材生産の増加と共に森林資源の造成を目標としている。このため同国政府は、特に造林を実施するための人的資源の充実を図っており、森林局職員の倍増を計画しているが、これら職員の質的向上のための訓練が現体制では不十分であるため、我が国に対し訓練実施のための技術協力の要請を行った。

この要請を受けて我が国は、昭和63年３月、林野庁森林保全課森林保険損害評価官岡部廣二氏を団長する事前調査団を派遣し、協力の基本的枠組みについて先方政府と協議を行い、技術協力の可能性につき協力効果の高い案件であることを確認した上でプロジェクトの目的、活動内容等について合意に達した。

その後、同国の政変、治安悪化に伴い、我が国は本計画に対する調査団等の派遣は継続して実施できず、政権の安定及び治安の回復等を待つこととなった。

我が国は、同国の政権の安定及び治安の回復等を確認したうえで、平成元年12月、国際協力事業団林業水産開発協力部林業開発課長後藤亮之助氏をはじめとする長期調査員を派遣し、プロジェクトの実施体制及び事前調査団派遣時に合意した内容変更の有無の確認並びに訓練教科書及びカリキュラムの作成を行った。

以上の調査結果に基づき、平成２年３月、林野庁林政部企画課長高木賢氏を団長とする実施協議調査団を派遣し、討議議事録（Ｒ／Ｄ）及び暫定実施計画（ＴＳＩ）を締結し、同年８月から５年間の協力を開始することとなった。

本報告書は、上記調査団等の報告をとりまとめたもので、今後の本プロジェクトの推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものである。

終わりに、本件調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝の意を表するものである。

平成２年３月

国際協力事業団
理事　田　口　俊　郎

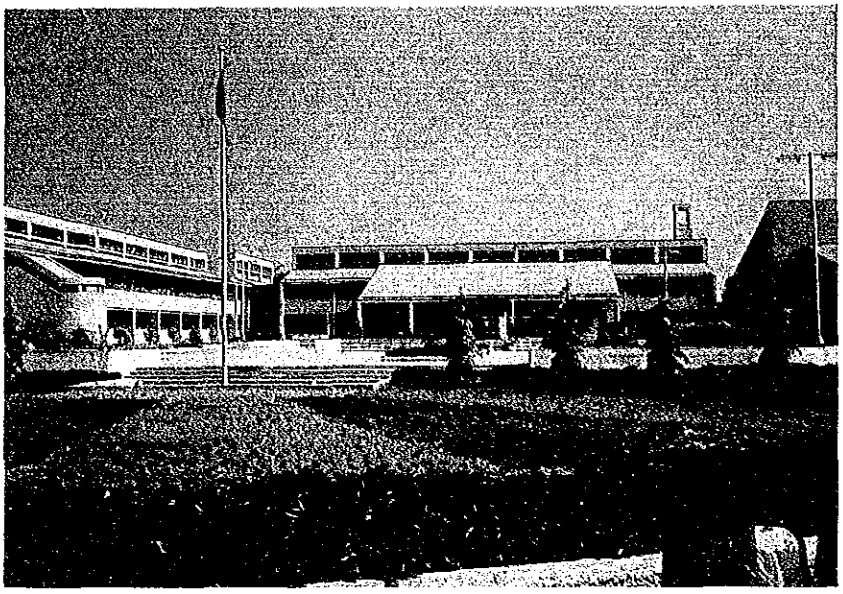

ＣＦＤＴＣ正面玄関

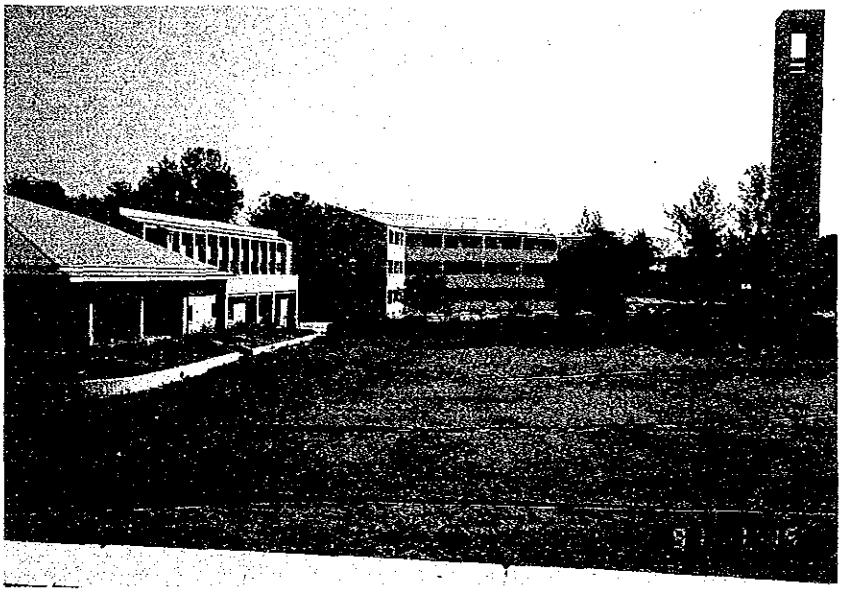

ＣＦＤＴＣ中庭

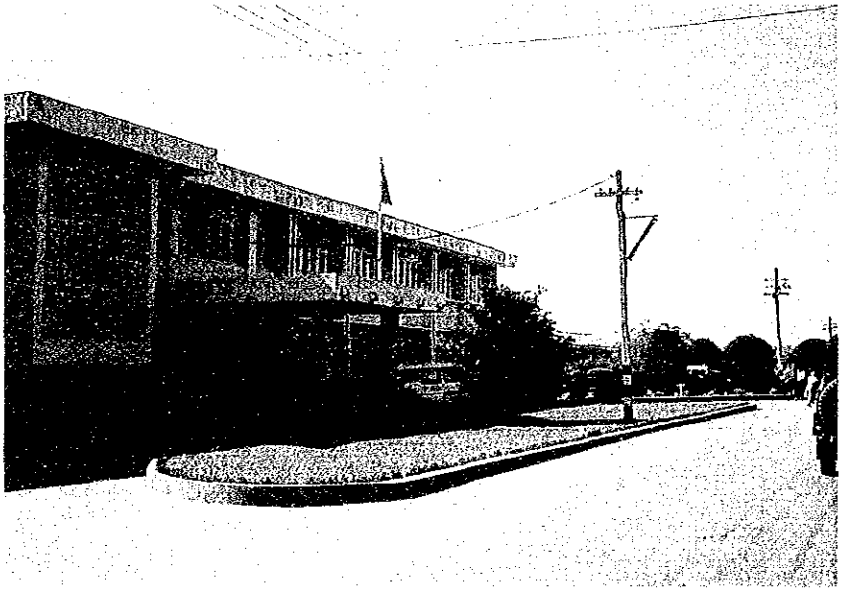

ミャンマー農林省森林局

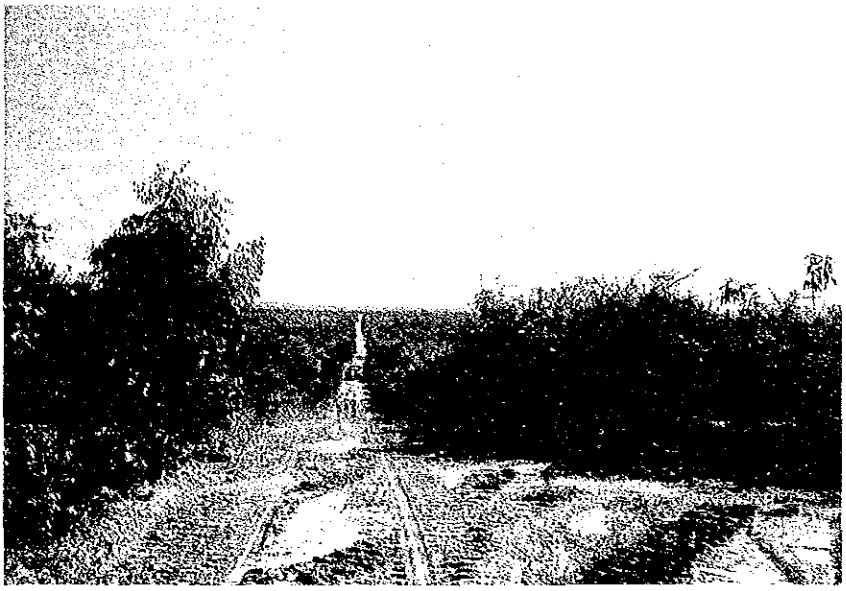

演習林予定地

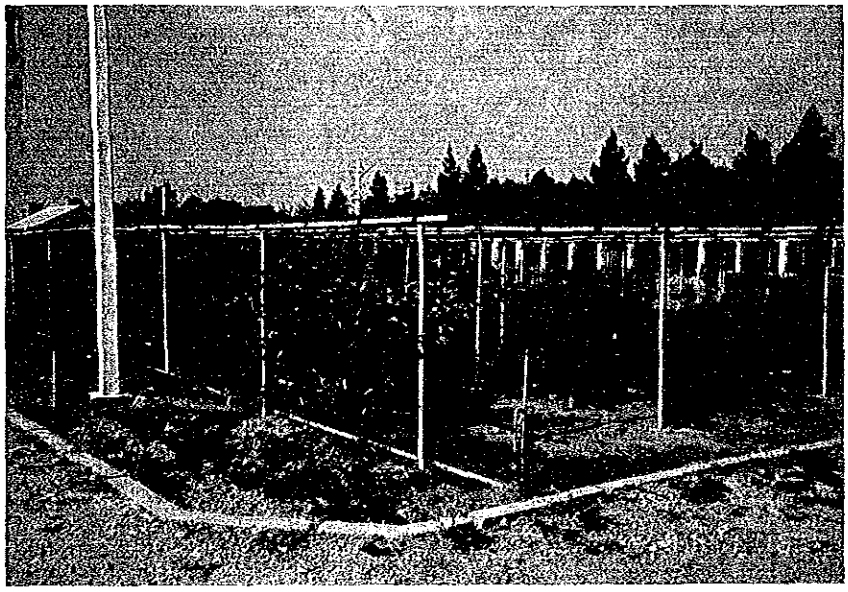

苗畑施設

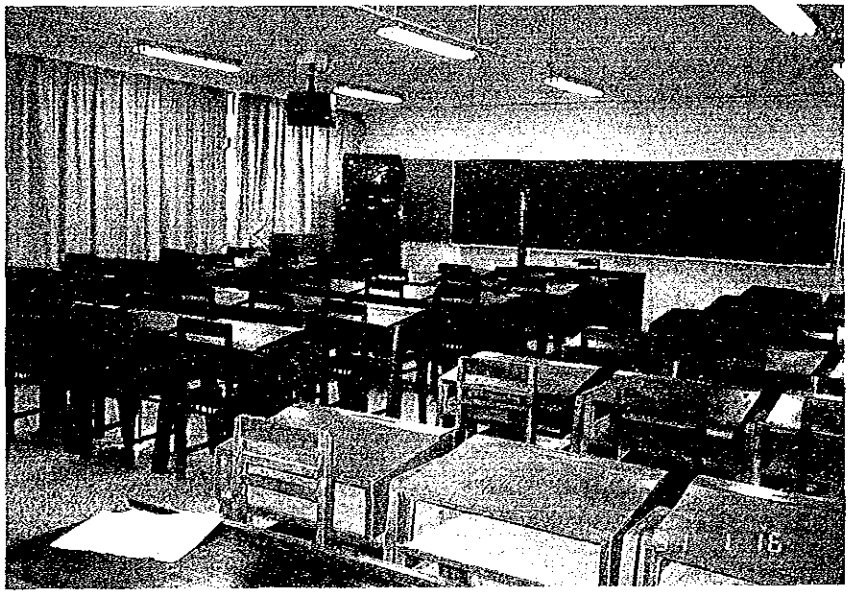

研修教室

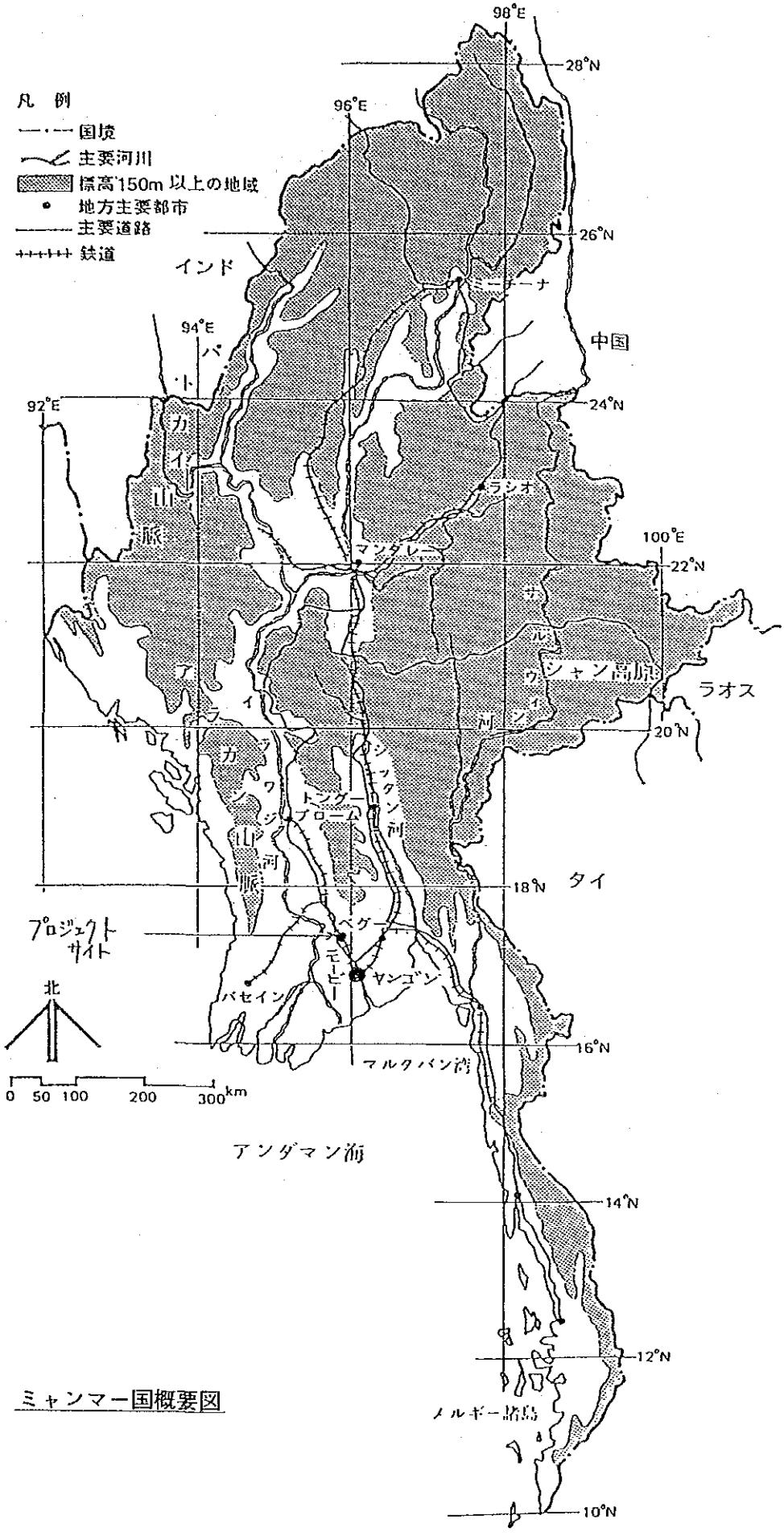
凡 例
国境
主要河川
標高150m 以上の地域
地方主要都市
主要道路
鉄道
98°E
96°E
94°E
92°E
100°E
28°N
26°N
24°N
22°N
20°N
18°N
16°N
14°N
12°N
10°N
インド
中国
ミーチーナ
ラシオ
マンダレー
シャン高原
ラオス
タイ
トングー
プローム
ベグー
ヤンゴン
バセイン
マルタバン湾
アンダマン海
メルギー諸島
プロジェクトサイト
北
0 50 100 200 300 km

ミャンマー国概要図

# 目　　次

序　　文

写　　真

概　要　図

1．事前調査団調査報告 …… 1

Ⅰ．団　員　構　成 …… 1

Ⅱ．調査・日程及び主要面会者 …… 1

Ⅲ．プロジェクト実施のための背景調査 …… 3

Ⅳ．プロジェクト実施体制 …… 5

Ⅴ．プロジェクト強力の基本計画 …… 7

Ⅵ．今後への提言 …… 9

2．長期調査員調査報告 …… 17

3．実施協議調査団調査報告 …… 27

1．実施協議調査団の派遣 …… 27

2．要　　約 …… 28

3．討議議事録の交渉経緯 …… 29

# 事 前 調 査 団

## 調 査 報 告

# Ⅰ．団　員　構　成

| | | |
|---|---|---|
| 総括／団長 | 岡部廣二 | 農林水産省林野庁森林保全課森林保険損害評価官 |
| 協力企画 | 秦　二郎 | 農林水産省経済局国際協力課海外技術協力官 |
| 訓練計画 | 平田經倫 | 農林水産省林野庁管理部監理火課長補佐 |
| 造林 | 篠原　宏 | 農林水産省林野庁業務部業務第一課総括係長 |
| 業務調整 | 斎藤克郎 | 国際協力事業団林業水産開発協力部林業開発課 |

# Ⅱ．調査日程及び主要面会者

3月13日（日）　東京12:50－JL717－17:35 バンコク

3月14日（月）　バンコク14:50－TG305－15:30 ラングーン

3月15日（火）　9:50～　森林局CFDTC事務所打合せ

U Sann Lwin Deputy　Director, CFDTC

U Aung Din　Assistant Director. CFDTC

14:00～　JICA事務所打合せ

藤村建夫　所長

喜多村裕介　職員

15:20～　森林局表敬

U Ba Thwin　Director, Adminiration

11:20～　団員打合せ

3月16日（水）　10:00～　大使館表敬

大鷹　弘　特命全権大使

雑賀幸哉　一等書記官

11:30～　森林局協議

U Hlaing Myint　Deputy Minister

U Ba Thwin　Director, Adminiration

U Kyaw Myit Than　Director, Operation

U Tin Nyunt　Director, Plantation Zone(2)

U Sann Lwin　Deputy Director, CFDTC

U Tun Myint　Deputy Director, Planning

20:00～　団員打合せ

3月17日（木）　ラングーン6:45－(車)－9:30CFDTC サイト

9:30～　CFDTC サイト視察

Hmawbi Reserved Forest視察

CFDTC サイト12:10 ―(車)― 13:50 CADTC

13:50～ CADTC視察、打合せ

小田嶋 正 雄 チームリーダー

CADTC15:30 ―(車)― 16:00 ITC（潅漑技術センター）

16:00～ 潅漑技術センター視察

ITC17:25 ―(車)― 19:05ラングーン

3月18日（金） ラングーン6:45 ― UB761 ― 8:15マンダレー

マンダレー9:00 ―(車)― 11:15メイミョー

11:15～ ビルマ森林学校打合せ

| | |
|---|---|
| U Sein Tun | 森林学校校長 |
| U Than Maung | Director, Mandalay Forest Division |
| U B.Khang Dan | Director, Maymyo Township Forest Office |

メイミョー ― 17:10 ―(車)― 19:10マンダレー

19:30～ 団員打合せ

3月19日（土） マンダレー 6:00 ―(列車)― 13:00ピンマナ

14:30～ 森林研究所視察、打合せ

| | |
|---|---|
| U Saw C Doo | Director |
| U Win Kyi | Deputy Director |
| U Soe Tint | Deputy Director |

3月20日（日） イエジン5:25 ―(車)― 17:10ラングーン

3月21日（月） 9:15～ JICA事務所打合せ

10:30～ 森林局協議

16:00～ Minutes署名

3月22日（火） 8:00～ 団員打合せ

10:25～ 森林局打合せ

14:00～ 専門家生活環境調査

3月23日（水） ラングーン9:55 ―(車)― 10:15 ギョゴン

10:15～ 森林局コンピューターセンター視察

National Forest Management and Inventory Project

森林局新庁舎視察

ギョゴン12:00 ―(車)― 12:20 ラングーン

15:00～ 大蔵省対外経済局表敬

U Soe Thwin Directr General

U Kyaw Tint Deputy Director General

17:00～ 農林省計画統計局表敬

U Hla Moe Director General

3月24日（木）　9:00～　JICA事務所報告

10:00～　大使館報告

ラングーン16:30 — TG306 — 18:00バンコク

3月25日（金）　バンコク10:30 — TG740 — 18:00東京

# Ⅲ．プロジェクト実施のための背景調査

## 1．要請背景の確認

本年度は第５次国家４カ年計画（86/87～89/90）の３年度目にあたり、林業分野においては、木材生産の増加と共に森林資源の保続が目標とされている。

このため森林局は、特に造林実施のための人的資源の充実を図っており、職員数の急激な増加(10,378人→14,751人）を計画しているが、これら職員の質的向上のための訓練が現体制では不十分であるため、我が国に対し訓練実施のための技術協力を要請越した。

## 2．林業訓練活動の現状

森林局職員を対象とする訓練は下記のコースがビルマ森林学校等で実施されている。

(1)　Forestry Induction Course

・８次スタンダード（中卒程度）以上

・森林局在籍３年以上

・訓練期間：８週間、年４回実施

・参加人数：200人／回

・内　　容：林業政策、森林法、事務手続、測樹、造林、森林調査、林業工学、森林保護、樹木学

(2)　Technical Level Forestry Training Course

・８次スタンダード以上

・訓練期間：２年間、毎年開始

・参加人数：100人／１学年

(3)　Basic Forest Officer Course

・大学林学科卒新規採用者

・訓練期間／８週間、年１回実施

・参加人数：100人／回

・内　　容：経営・管理、林業政策、森林法、事務手続、予算・会計、機械・工具の人間工学、普及、地域開発、植林実習

(4)　Advanced Forest Officer Course

・大学林学科卒、Basic Forest Officer Course の終了者

・訓練期間：８週間、年１回実施

・参加人数：100人／回

・内　　容：林業政策、森林法、事務手続、森林施業、組織、経営、森林計画、林業収入、予算・会計、植林実習、普及、国家公務員法

・本コースは86年度は実施されたが、87年度は実施されていない。

## ３．要請内容の確認

CFDTCにおける訓練活動の実施に際し、カウンターパート（教官）に対して訓練の企画、実行、評価に関し、日本人専門家が技術的な指導、助言を行うものとする。

なお、林業担当副大臣より、ビルマ森林学校における下級レベルの職員を対象とした専門技術コースやCFDTCにおける一般事務、会計・予算のコース等を追加実施したい旨の発言があり、専門家による指導や機材の供与等に関してこれらのコースに対しても協力あるよう要請あった。しかしながら、当初の要請がCFDTCにおける訓練活動を対象としたものであり、新コースの具体的な実施の見込みも立っておらず、内容の整理も現段階で不充分であったため、要請として取り上げないこととした。

## ４．他の林業プロジェクト

(1)　ADB Second Forestry Project

・協力機関：ADB

・協　力　額：2,300,000US$（借款）

・協力期間：1982年～1988年

・内　　容：チーク造林　6,200ha

松造林　　2,600ha

(2)　Pilot Watershed Management for Kinda Dam Project (Phasel)

・協力機関：UNDP

・協　力　額：1,756,105US$

・協力期間：1986年～1990年

・内　　容：①水資源の質、量の向上のための総合的流域管理対策の樹立と林地生産力の持続的確保のための国家的技術体系の確立

②農林畜産業とその他の保全手段により山岳民族と平地農民の生活水準を向上させる。

③雇用機会の創出とインフラ整備

(3)　National Forest and Inventory Project

・協力機関：UNDP

・協　力　額：3,890,700US$

・協力期間：1987年～1992年

・内　　容：①林地利用状況と林相図に関する最新情報の提供

②総合森林経営計画のための、予策、先行投資、経営の各段階における継続的な森林資源調査

③永久プロットの維持と再測定

④空中写真撮影

# Ⅳ. プロジェクト実施体制

## 1. 森林局の組織概要

これまでの調査において1987年４月に実施が予定されていた森林局の組織改正と定員増加は、未だ上位機関の承認が得られず実行されていない。管理部長（森林局長代行）によると数カ月後（in a few month）には承認が得られるとのことであった。

## 2. プロジェクト組織

### (1) CFDTC組織創設の準備状況

無償資金協力によるCFDTC建設に係る関連業務等の実施のためCFDTC Project Officeがラングーン市内に設置されている。Deputy Director（課長クラス）１名を長とし、Assistant Director（係長クラス）１名、合計10名の人員配置がされている。

最終的には150名の職員配置が予定されており、前記森林局全体の組織改正と併せて上位機関に承認を求めている。なお、現組織におけるプロジェクトの責任者はDirector of Planning and Statisticsである。

### (2) 関連機関との組織関連

他の組織（森林学校、森林研究所）からのCFDTCへの教官の移動は未だ具体化していない。しかし、この点は森林局が決定を下せば即時に移動とのことであった。木材公社については副大臣を通じて折衝することとなっている。

## 3. プロジェクト予算

87/88年度において、無償資金協力による建設用資材の通関コスト、ビルマ側負担による建設工事等の代金として約 400万Ks（約8,000万円単位：チャット）が支出された。

## 4. 訓 練 計 画

### (1) 訓練コースの確認

CFDTCで実施される訓練コースの年間計画、対象者、対象者数等につき確認を行った。

なお、前述の如く副大臣より追加訓練コースの実施につき要望が述べられたことに鑑み、その要望の是非はともかく、CFDTCにおける訓練活動は当初予定の訓練コースについては最低限実施するという点につき、Minutesで確認を行った。

(2) 教 材 の 状 況

既存の訓練コース用としては、教科書は整備されていた。しかし、CFDTCで新たに開始されるコース（その大部分は技協の対象コースとなっている）については教材は全く未開発であり、開発の具体的な計画は立てられていない。

プロジェクト開始までに２～３名の長期調査員を派遣し、開発を必要とする教科書の選定、作成に必要な情報収集等を行い、プロジェクト開始時点までにモデルとなる教科書を作成する必要があると思われる。

## 5．建物、施設計画

(1) CFDTC施設の建設状況

日本側負担工事については２月１日着工し、現地調査時には土台部分の工事が進行中であり、昭和64年３月末には竣工の予定である。

ビルマ側負担工事についても、職員宿舎、倉庫、車庫等につき順調に工事が進行しており、ビルマ側の熱意が感じられた。87/88年度のビルマ側負担工事に係る経費は287 万Ksであり、88/89年度には約1,000万Ksの支出を予定している。

(2) 実習林の設置

実習林の設置について、双方ともその必要性を認めた。

CFDTCサイトに隣接するHmawbi Reserved Forestを実習林とすることでは双方合意したが、日本側は同地に高木がなく、測樹、間伐等の実習に不適当であるため、他にも実習林を設置することを要望した。

しかしながら、例えば間伐については樹種、地位条件によって間伐期も異なり、特定の林分を実習林とした場合研修ニーズに適宜対応することが困難であること、また、Hmawbi Reserved Forest以外の林地に実習林を設定する場合、現状の利用形態を変更するための手続が困難である等の理由から、間伐等の実習はその都度間伐期に当る林分において実施することとした。

## 6．カウンターパートの配置

CFDTC はDirector以下150名の組織であり、人員配置表も完成している。教官は31名となっているが、各訓練コース毎の教官の貼りつけの構想は具体化されていない。

# V．プロジェクト協力の基本計画（Minutesの協議）

1．目　　的

2．組　　織

3．協 力 期 間

4．プロジェクト・サイト

5．協 力 分 野

6．協力の範囲（協力対象コース）

7．協 力 の 方 法

8．専門家の派遣

9．研修員の受入れ

10．ビルマ側の取るべき措置

以上について日本側の原案通り合意された。しかしながら、「５年間の協力期間」及び「６名の長期専門家」の２点については、ビルマのこれまでの技協プロジェクトに前例がないため、今後閣議等において修正される可能性もあり、慎重に対処する必要があると思われる。

11．機 材 の 供 与

(1) 無償資金協力による機材との関連

本調査団の派遣直前まで、JICA無償資金協力業務部より無償実施促進チームが派遣され、ビルマ側より拒否された機材の扱いにつき協議が行われた。その結果によると、最悪の場合でも中型バス（１台）マイクロバス（１台）、バン（１台）については森林局側で確保するとの合意がなされたため、供与機材の協議はこの結果を受けて行われた。

結論としては、調査時点で無償資金協力により供与される機材の範囲が最終的に決定されていなかったため、この最終決定を見て、落された機材につき技協により供与する方向で森林局が上位機関と協議することとし、Minutesにおいては拒否されている品目が技協の実施に必要である旨のみ記載した。

(2) 訓練用事務用品に関する供与の要請

供与機材は原則としてカウンターパート（教官）に対する技術指導上必要なものに限ることとして、機材内容の協議を行ったが、訓練生用の事務用品については高額かつ入手が困難であることを理由に供与機材として供与あるよう強い要請があった。

(3) 要請機材品目

教材用ＶＴＲ

教材用スライド

ＶＴＲテープ

フ　ィ　ル　ム

プログラム電卓

理科教材模型（木材組織、種子構造等）

教　材　掛　図

教　科　書

百 科 事 典

参考文献（英文で書かれたものを要望）

事務用品（カウンターパート、専門家及び訓練生用）

実 習 用 具

| | |
|---|---|
| 大型テント（現地教室用） | 10人用×10 |
| ヘルメット | 50 |
| 作業服 | 50 |
| 靴 | 50 |
| 寝袋、マット | 50 |
| 食器 | 50 |
| マップケース | 50 |

防 水 黒 板

| | |
|---|---|
| 冷蔵庫 | 2 |
| 小型発電機 | 2 |
| ピックアップトラック | 2 |
| ４ＷＤバン | 2 |
| ポータブルワープロ | 6 |
| 小型テープレコーダー | 3 |

日本語学習用テープ

| | |
|---|---|
| 複写機 | 2 |

定 電 圧 装 置

| | |
|---|---|
| バイク | 20 |

教材用消耗品

用紙、印画紙、現像・定着液、ＯＨＰフィルム、etc.

12. 合同委員会の構成

(1) プロジェクト・マネジャー（ＰＭ）

ＰＭは当初CFDTCのDirectorが当ることとしていたが、先方より訓練部長（Director, Training Division）が兼務する案が出された。

両者の得失を検討した結果、上位の職位にある者がＰＭである方がプロジェクト運営上好都合である事、訓練部長はCFDTCとビルマ森林学校のみを所轄とするためCFDTCの業務を実質的に所掌することが可能であると思われることから、先方案に従い訓練部長がCFDTCのDirector及びＰＭを兼務することで合意した。

なお、組織改正が承認され、訓練部が発足するまでは計画統計部長がこの任に当ることとした。

(2) 追　　加

・Director, Administration Division

・Director, Operation Division

・Director, Planning and Division

(3) 変　　更

・Director, Planning and Statistics Department

Representative of Planning and Statistics Department,
Ministry of Agriculture and Forests

・General Manager of Extrastion, Timber Corporaporation

Representative of Timber Cooporaperatior

# VI. 今後への提言

## 1．長期調査員の派遣

プロジェクト開始時までに２～３名の長期調査員を派遣し、開発を必要とする教材のリストアップ、教材作成に必要な情報収集、モデルとなる教材の作成を行うことが望ましい。

## 2．モデルインフラ整備事業の実施

実習林となるHmawbi Reserved Forestは現状では人一人が通れる程度の歩道があるのみで、何らインフラ整備がされておらず、モデルインフラ整備事業による林道建設が必要と思われる。

設計図面、工事の記録写真、完成した林道自体等はそのまま教材として利用が可能であり、二重の効用が期待できる。

## 3．長期専門家の派遣時期

CFDTCの完成は昭和64年３月末であるが、２月上旬頃より教材の据え付けが行われ、ただちに取扱説明等が行われるため、この時点で長期専門家が赴任し、建物、機材の引渡しに立ち合うことがそのごの施設の有効活用上望ましく、ＪＩＣＡ事務所、大使館からも専門家の早期派遣につき提言あった。

## 4．実施協議調査団の派遣時期

ビルマにおいてはＡ１フォームの提出、Ｂ１フォームの承認等の事務処理に６カ月近い期間必要であり、前項の専門家の赴任時期を考慮すると、遅くとも９月初旬頃までに実施協議調査団を派遣することが望ましい。

MINUTES OF THE MEETING
ON
THE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTRE PROJECT

The Japanese Preliminary Study Team, headed by Mr. Hiroji Okabe, Senior Forest Officer, Forestry Agency, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (hereinafter referred to as "the Team") was dispatched to Burma by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), from March 14 to March 24, 1988 for the purpose of making a study on technical cooperation for the Central Forestry Development Training Centre Project (hereinafter referred to as "the Project").

The Team had a series of discussions on the Project with the officials concerned of the Government of the Socialist Republic of the Union of Burma headed by U Ba Thwin, Director, Administration Division, Forest Department, Ministry of Agriculture and Forests.

As a result of the discussions, both sides reconfirmed that the training courses at the Central Forestry Development Training Centre (hereinafter referred to as "CFDTC") should be carried out in accordance with the training schedule, as shown in Annex I, and agreed to recommend to their respective authorities concerned that the major points of understanding reached between them concerning the Framework of the Project, as shown in Annex II, should be examined towards the realization of the Project.

Rangoon, March 21, 1988.

Mr. Hiroji Okabe
Team Leader,
Preliminary Study Team,
Japan International
Cooperation Agency.

U Ba Thwin
Director,
Administration Division,
for Director General,
Forest Department,
Ministry of Agriculture
and Forests.

Annex I

## Training Schedule

| | | Course No. No. of Eligible Trainees Course Name | Jan | Feb | Mar | Apr | May | Jun | Jul | Aug | Sep | Oct | Nov | Dec | TOTAL |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I. Inservice Training | Regular Courses | A−1 50 Basic Forest Officer | 50 | | | | | | | | | | | | 50 |
| | | A−2 3,007 Advanced Forest Officer | | | | 50 | | | | | 50 | | | | 100 |
| | | A−3 5,396 *Forestry Induction* | | | | | | 100 | | | | | 100 | | 200 |
| | Special Courses | B−1 3,007 Plantation Techniques | 50 | | | | | | | 50 | | | | | 100 |
| | | B−2 3,007 Nursery Practices | | | 30 | | | | | | | 30 | | | 60 |
| | | B−3 2,249 Forest Protection | 30 | | | | | | 30 | | | | | | 60 |
| | | B−4 2,249 Forest Roads | | | 30 | | | | | | | 30 | | | 60 |
| | | B−5 3,007 Forestry Machinery | | | | 20 | | | | | | | 20 | | 40 |
| | | B−6 2,249 Forestry Extension & Utilization | | | | 50 | | | | | 50 | | | | 100 |
| | | B−7 114 Forest Resource Administration | 15 | | | | | 15 | | | | | | | 30 |
| II. Public Training Courses | Regular Courses | C−1 *Forestry for Local Community Development* | | | 30 | | | 30 | | | 30 | | | 30 | 120 |
| | Special Courses | D−1 Agro-Forestry | | 30 | | | 30 | | | 30 | | | 30 | | 120 |
| | | D−2 Dendro-Energy Production | | | | 30 | | | 30 | | | | | | 60 |
| Maximum No. of Trainees | | | 145 | 190 | 140 | 150 | 150 | 145 | 160 | 160 | 180 | 180 | 180 | 150 | 1,100 |

Annex II

## Framework of the Project

1. Objective of the Project

The Project is designed to extend technical guidance and advice to Burmese counterparts in planning, implementation and evaluation of the forestry training activities at CFDTC for the purpose of developing personnel necessary for the promotion of afforestation with a view to contributing to the development of forestry in Burma.

2. Organization

(1) Responsible organization
Forest Department, Ministry of Agriculture and Forests

(2) Executing body
CFDTC

3. Term of technical cooperation

Five (5) years

4. Project site

CFDTC and the Practice Forest

5. Subjects of the technical cooperation

(1) Silviculture
(2) Nursery
(3) Forest Protection
(4) Forest Management
(5) Forest Road
(6) Forestry Machinery

6. Coverage of technical cooperation

The Project covers the following training course:

(1) Inservice Training Courses

Special Courses
1) Plantation Techniques
2) Nursery Practice
3) Forest Protection
4) Forest Road
5) Forestry Machinery

(2) Public Training Courses

Regular Course
1) Forestry for Local Community Development

Special Course
1) Agro-forestry

7. Method of technical cooperation

(1) To give guidance and advice in preparation of curriculum, lectures, field practice plan, teaching materials, textbooks and examinations and in evaluation of training effects.

(2) To train Burmese counterparts on forestry techniques through lectures and practices.

8. Measures to be taken by the Japanese side

(1) Dispatch of Japanese Experts for training instruction in the fields of;

1) Training Method,
2) Silviculture,
3) Nursery,
4) Forest Management and Forest Protection,
5) Forest Road and Forest Machinery,

and dispatch of one Coodinator.

Note: 1. Team Leader will serve concurrently as an expert in one of the fields mentioned above.
2. Short-term experts will be dispatched when necessity arises for smooth implementation of the Porject.

(2) Provision of Machinery and Equipment

1) Equipment, machinery and tools necessary for technical guidance and training
2) Teaching materials including audio-visual aids
3) Books and other necessary printed matters
4) Vehicles
5) Other necessary equipment, machinery, materials and their spare parts

Note: Concerning the items of the equipment and vehicles mentioned in the MINUTES OF DISCUSSIONS CONCERNING THE PROCUREMENT OF EQUIPMENT AND VEHICLES OF THE PROJECT FOR THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTRE dated March 9, 1988, both sides agreed that these items are necessary for successful implementation of the Project

(3) Acceptance of Burmese counterpart personnel for training in Japan.

9. Measures to be taken by the Burmese side

(1) Provision of lands for ;
1) CFDTC
2) Practice Forest

(2) Provision of buildings and facilities
1) Administration and training building
2) Dormitory
3) Workshop
4) Nursery and related facilities
5) Staff quarter
6) Guesthouse
7) Warehouse
8) Gate house
9) Administration house for Practice Forest

Note: Buildings and facilities mentioned above 1) to 4) are under construction at Hmawbi, according to the Notes exchanged on July 7, 1987.

(3) Allocation of counterparts and staff

1) Project Manager
2) Deputy Project Manager
3) Lecturers
4) Field Practice Instructors
5) Clerical and Service Employees
6) Operators, Drivers and Labourers
7) Other necessary supporting staff

(4) Allocation of local budjet

To allocate expenses necessary for the implementation of the Project.

10. Establishment of Joint Committee

For smooth implementation of the Project, a Joint Committee shall be established as follows;

(1) Chairman
Director-General, Forest Department

(2) Burmese side

1) Project Manager (Director, Training Division, Forest Department)
2) Director, Planning and Statistics Division, Forest Department
3) Director, Administration Division, Forest Departemnt
4) Director, Operation Division, Forest Department
5) Director, Burma Forestry School
6) Director, Forest Research Institute
7) Representative of Planning and Statistics Department, Ministry of Agriculture and Forests
8) Representative of Timber Corporation
9) Deputy Project Manager (Secretary)

(3) Japanese side

1) Team Leader
2) Expert(s) nominated by the Team Leader
3) Coordinator
4) Resident Representative of JICA to Burma
5) Personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary

Note: 1) Until the reorganization of the Forest Department is finalized, Director of Planning and Statistics Division, Forest Department, will be assigned as the Project Manager.

2) Official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observer(s).

# 長期調査員

## 調査報告

1．調査期間

1989年12月8 日~ 1989年12月31日

2．長期調査員構成

(1) 訓練計画　後藤亮之助　（JICA林業開発課長）

(2) 林業訓練　荊木絵美子　（JICA林業開発課職員）

（以上２名派遣期間　1989年12月8 日~ 1989年12月16日）

(3) 教科書作成及びカリキュラム作成　森住　卓　（日本林業技術協会）

(4) 教科書作成及びカリキュラム作成　藤野励一　（日本林業技術協会）

（以上２名派遣期間　1989年12月8 日~ 1989年12月31日）

3．派遣目的

平成元年度末の実施協議調査団の派遣予定、平成２年度の本プロジェクト技術協力実施予定に先立ち、プロジェクト実施体制及び今後の計画について先方政府関係者と協議を行なうとともに、教科書及びカリキュラム等を整備し効率的なプロジェクト運営に資する。

4．調査内容

(1) ミャンマー側のプロジェクト実施体制の調査

(2) ミャンマーの林業教育及び訓練の現状把握

(3) 教科書及びカリキュラム作成に必要な既存テキスト類の調査収集

(4) 林業教育現場及び林業現場の調査、撮影

5．ミャンマー側主要面談者

(1) 大蔵省対外経済局長　U SOE THWIN

(2) 農林省計画統計局長　U MAUNG MAUNG BO

(3) 農林省森林局長　U BA THWIN

(4) 木材公社総裁　U HLA PE

(5) 農林省森林局中央林業開発訓練センター担当者　U AUNG DIN

6．調査訪問先

ヤンゴン　大蔵省対外経済局、農林省計画統計局、農林省森林局、木材公社、同架線集材訓練センター、国立図書館、博物館

モービー　中央林業開発訓練センター（建設中）、森林局苗圃

レグー　中央農業開発訓練センター、潅漑訓練センター

イエジン　森林研究所、同パイロットファーム

メイミョー　森林学校、同演習林、同苗圃、植物園、竹加工工場

マンダレー　竹・木材加工工場

7．調査結果要約

別紙

8．林業教育における問題点

(1) 教材不足

定期刊行誌、テキスト、視聴覚教材、実験器具等全ての教材が不足

(2) 林木の植栽分野専門の林業官はいるが、総合的な林業の知識を身につけた者が不足している。

9．林業における今後の課題

(1) 流域管理

(2) 純林の保護

(3) 国土中央部分の薪炭林採取による荒廃地への植林

ＣＦＤＴＣプロ技協

1)治安関係

軍が政権を掌握し、市内は表面的に平穏であるが、厳戒令下であり、夜間外出禁止令、集会禁止令が実施され言論統制下にある。軍事法廷により、騒動関係者の処罰が続いている。人権抑圧について、ＥＣ，米国，豪州が非難している。

1990年 5月27日（日）に総選挙が行われるが、 1月中旬に登録政党(200以上）の資格審査が行われ、スーチー女史の所属する政党は資格を失っている。自由化に対する国民の反応が総選挙でどのように審判されるか注目されている。

（詳細別添－１）

2)ＣＦＤＴＣ無償資金協力の進捗状況

1989年11月末で全体工事量の約80％が完了しており、建物，施設工事は 1月中に完成予定、内装と機械の据付は２月中に完了する見込みとなっている。機械据付後、 2－ 3月にかけて順次、オペレーション・トレーニングを行う予定。

（別添－２参照）

この時期に日本人専門家の立会いについて、現地日本大使館、ＪＩＣＡ事務所関係者から強い要望があった。

3)ＣＦＤＴＣの協力計画（案）に関して

基本的に1988年 3月21日に交換したミニッツ（別添－３）の内容に何ら変更はない。協力期間４年、長専５名のしばりについても、日本側が主張する期間５年、長専６名についても、現在は問題がないのでＲ／Ｄ検討時に主張していただきたい。

（現政権になって、国家開発４カ年計画は事実上、休止されており、本件のように国家開発にとって重要な案件は個々にまた優先的に取扱われることとなっている）

4)プロ技の開始について

「当方より、一昨年の事件の経験から、日本人専門家の派遣等、プロジェクトの開始については極めて慎重になっている」との説明についてミャンマー側は、事情をよく理解しているとの発言があった。

また、専門家の派遣については、総選挙後、落着いた段階（７月以降）になるのが大方の観測であるとの説明に対し、ミャンマー側は、４月から独自にでも訓練活動を行っていきたい、また講師の人選に入っているとの発言があった。

（プロジェクトの実施時期、日本人専門家の派遣時期については、ミャンマーの情勢に大きく左右されるとの当方の考えに対し、現地日本人関係者の大方が同様の考えであるが、情勢判断は大使館の役目であり、現在の平穏な状況は、今後も変りがないと考えるので出来れば３月にも長期専門家の派遣が出来ないかとの大使館幹部の意見もあった。）

ビルマ情勢メモ（８９、１２、８）

１、全般的情勢

@　現軍事政権成立して１年３ヶ月、市内は表面的に平穏。しかし、戒厳令下、夜間外出禁止令、集会禁止令が実施され、徹底した言論統制下にあり、また、軍事法廷が設置（７月２１日ヤンゴン管区５、２４日北西軍管区６、８月２日中央軍管区４計１５）され、昨年の騒動関係者処罰の動き。

（８月２４日、２７日、警官殺害関係者に死刑等。９月１３日、サガイン警察署焼き討ち事件関係者に死刑等。９月２４日、３０チャットの賄賂をとった者に５年の懲役。９月２５日、首切リンチ事件関係者に死刑。また、シリアム精油所爆破犯人３名に死刑。１０月３日、堕胎手術に関係したＮＬＤ青年部ソー・テインに懲役１０年、ＮＬＤ書記ウ・ウイン・テイン等に３年の懲役、１０月５日、反体制派作家マウン・トー・カーに懲役２０年、ＢＢＣの非公認記者といわれるネ・ミンに懲役１４年、１０月１８日ヤンゴン市庁爆破事件主犯含む３名に死刑等，１９日、首きり事件撮影者等に死刑、・・・１０月２０日までに１００件の死刑判決、１１月２１日、ウ・イエ・トウンが１９年の実刑判決？）

１１月３日、一部地域（８群）に対する戒厳令権限の撤廃。

@　小学校は６月１９日、中学校は８月１４日より、高校は９月２５日より再開。教育大学及び外国語学院は１０月２日より再開。その後、大学等再開の段取りだが、大学再開は選挙後？。１１月１７日、学生が飲料水の殺虫剤入れる事件発生。４名の学生処罰予定。

映画館も４月１８日ヤンゴンで１２館再開、８月１８日より６館再開、３５館中、１８館再開。

@　共産党、少数民族反乱軍との関係では、政府側の攻勢が目立つ。雨期明け以後攻勢作戦？　１１月３日の内務省通達で、ＫＩＯ，ＫＮＵを含む４団体を不法団体に宣告。

共産党の内部分裂（３月）、ミャンマー・タイ国境問題委員会開催にみられるようなタイの方針転換、国境貿易促進の狙い等が指摘される（現在、ＫＩＡ６０００、ＫＮＵ５０００・・・国軍見解）。

少数民族対策、国境開発委員会、１１月中旬、ポン・ミン内務宗務相等ナガ族、チン族の長老と会見、

@　国境に逃亡した学生もかなり帰国、現在１０００名程度残留？　９月２８日の時点で、３４３９名帰還。

活動家学生も逮捕（ミン・コー・ナイン、ミン・ズィヤー等）、

@一般犯罪人の減刑、釈放（１０月１９日時点で１９３７８名釈放・・・ウ・ボー・ニー内務宗務相、ウ・テインウ元情報局長を含む）。

@　選挙は来年５月２７日（日）、政党の選挙参加の有無、立候補する選挙区等を１２月１１日までに選挙管理委員会に回答の要あり。立候補者の登録締切は１２月２８日より来年１月３日まで、検査期間は１月５日より９日まで。１月２２日が立候補取り消し最終期限。

登録政党は２百以上（有力なのはＮＵＰ，ＮＬＤ，ＵＮＤＰ，ＬＤＰ等？）、政党は少なくとも３名の立候補者をたてる必要あり（１１月５日付け告示）。

９月１９日、３政党登録取り消される（国民政治戦線、人民進歩党、常緑青年協会）。

@　スー・チー女史及びテイン・ウーの自宅軟禁（７月２０日より）、ＮＬＤ関係者の逮捕（ヤンゴン地区で約２００名）。９月２５日、ＮＬＤ選挙参加声明。１１月１７日の情報委でウ・ヌの並行政権問題視。

１０月２７日の当局の発表では、７月１９日より１０月２０日までの逮捕者１９３名。昨年９月１８日より本年７月１６日までの逮捕者６０６名プラス２８８名計１０８７名、一部外交筋は３０００名逮捕？

各国の反応・・・米、ＥＣ、豪州が非難声明、日本は７月２４日、ミヤンマー大使に関心を表明、同日外務省報道官がコメント発表。８月７日、ＥＣ４ヵ国共同でデマルシュ。

１０月９日ＢＢＣ放送スーチー女史の２人の息子のミャンマー国籍剝脱。

１０月２０日情報委員会発表、法的措置がとられ、有罪を宣告された者は選挙に参加出来ない。

１１月２０日、中山外務大臣、訪日中のエイベル貿易大臣に、スー・チー女史の自宅軟禁に我が方の関心表明、１２月５日、大鷹大使、ウ・オン・ジョウ外務省政務局長に申し入れ、６日、ＥＣのデマルシェ

１２月１５日、マイケル・アリス教授来メン予定。

@８月２７日付けバンコック・ポスト紙が人権抑圧に関する米大使館の報告（政治犯に対する広範かつ組織的な拷問についての確証）を報道。９月１日、豪上院決議、９月８日、ＥＣ１２ヵ国非難声明、９月１８日、豪外相ステートメント、９月１９日、大鷹大使が

ウ・オン・ジョウ政務局長に申し入れ、２６日、キン・ニュン准将にも申し入れ。ミャンマー側は人権侵害否定、外国の内政干渉を非難。明年１～３月のジュネーブ人権委でとりあげられる予定。１０月１７日米議会ミャンマー人権侵害非難決議採択。

@　８月５日、キン・ニュン准将の特別記者会見、ビルマ共産党を強く非難。９月９日の記者会見では、さらに外国公館による反政府活動家への資金供与、外交公のう等を利用した便宜供与にたいする非難、外国報道機関に対する非難。但し、９月２２日の記者会見で、内政干渉の大使館等に外交的措置とる考えなしと発表。１１月１７日教育関係者にＢＣＰの策謀を強調。

１１月１０日、ソー・マウン議長演説、選挙は戒厳令下で実施、権力は憲法に基づき新政権が成立するまで現政権が政権担当。

@　その他、８月１日より、身分証明書等の発給を開始。来年１月３１日まで。８月１０日退役軍人機構法の布告。国名、地名の変更（６月１８日）。国軍大ホールで「歴史資料展示会」（９月１５日、１１月１１日よりマンダレーで）、１０月６日、ミャンマー航空機ハイジャック事件。

@取材査証の自由化、７月はじめより停止。９月１日付けでマウン・マウンＢＢＣ記者辞任、１０月末米国ＣＮＮテレビ・チーム訪問。

２、諸外国との関係

@　現政権は近隣諸国等との関係強化、特に、中国、タイ、バングラ、マーレイシア、韓国、シンガポール等（タイとは４月に貿易協定、バングラとは５月末にバーター協定等締結）。

情報委員会訪中（１０月１１日より１８日）、タン・シュエ陸軍司令官一行訪中（１０月１８日より１０日間）

@　西側との関係では、日本は２月１７日、政府承認、既往案件の再開に踏み切る。但し、延滞問題等があり、有償１９案件中、７案件のみ部分的着手認める。新規援助は当面見合わせている。日本は、国民の総意に基づく政治的解決と経済改革を重視。米、ＥＣは現政権に厳しい立場維持。最近は人権問題をめぐり、ミャンマーと一部外国公館との対立深まる。

@　ミャンマー側はとくに米、英、印の内政干渉を非難。同時に、ＢＢＣ，ＶＯＡ及びインド放送を内政干渉と非難。１０月２８日以降米大使を名指して個人的に非難（１１月１日、国務省反論）。１１月１０日のソー・マウン議長演説で日本も間接的に非難？

大使館の現地職員の逮捕、尋問（英、加、米、パキスタン）。大使館広報掲示板についても事前申請要求。大使館映画会への政府職員参加牽制。プレス・リリーフについて事前検閲求める。

@　対日関係では８月１４日ウ・ミャ・テイン新大使発令。１０月２７日ソー・マウン議長、河野課長と会談、１１月１３日午前、在京ミャンマー大使館に対する爆発物容疑事件発生。１１月１７日より２２日までエイベル大臣訪日。２０日中山大臣と会談。帰国後２４日、エイベル大臣記者会見。１２月１日、大鷹大使帰朝発令。

THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTRE

Progressive percentage of Training buildings at the end of November 1989.

COMPLETED PERCENTAGE (%)

NOV 89

| Buildings | ARCHITECTURAL WORK | | | | ELECTRICAL WORK | | | MECH. WORK | | | PLUMBING WORK | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Struc-ture | Inter-ior F | Exter-ior F | Win-dow Door | Pip-ing | Wir-ing | Equip-ment | Air-con | Duct | Venti-lation | Water Pump | Drain-age | Fire Hydrant |
| 1 MAIN BLDG | 100.0 | 80.0 | 80.0 | 95.0 | 95.0 | 80.0 | 30.0 | 80.0 | - | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 90.0 |
| 2 LABORATORY | 100.0 | 80.0 | 80.0 | 95.0 | 95.0 | 80.0 | 15.0 | - | - | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 90.0 |
| 3 TRAINING HALL | 100.0 | 50.0 | 75.0 | 95.0 | 95.0 | 70.0 | 10.0 | 80.0 | 90.0 | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 90.0 |
| 4 WORK SHOP | 100.0 | 45.0 | 30.0 | 90.0 | 90.0 | 0.0 | 0.0 | - | - | 60.0 | 50.0 | 70.0 | 80.0 |
| 5 S-DORMITORY | 100.0 | 65.0 | 50.0 | 95.0 | 95.0 | 80.0 | 15.0 | - | - | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 90.0 |
| 6 N-DORMITORY | 100.0 | 90.0 | 90.0 | 98.0 | 95.0 | 80.0 | 15.0 | - | - | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 90.0 |
| 7 CANTEEN | 100.0 | 90.0 | 90.0 | 95.0 | 95.0 | 80.0 | 10.0 | - | - | 80.0 | 80.0 | 90.0 | 90.0 |
| 8 ELECTRIC BLDG | 100.0 | 90.0 | 75.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 | - | - | 80.0 | - | - | - |
| 9 BREEZE WAY | 80.0 | 0.0 | 0.0 | - | 40.0 | 0.0 | 0.0 | - | - | - | - | - | - |
| 10 PUMP HOUSE-1 | 100.0 | 90.0 | 75.0 | 100.0 | 90.0 | 90.0 | 40.0 | - | - | 80.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 |
| 11 PUMP HOUSE-2 | 100.0 | 50.0 | 30.0 | 100.0 | 90.0 | 0.0 | 0.0 | - | - | 80.0 | 40.0 | 40.0 | - |
| 12 PUMP HOUSE-3 | 100.0 | 90.0 | 85.0 | 100.0 | 100.0 | 90.0 | 90.0 | - | - | 80.0 | 90.0 | 90.0 | - |
| 13 NURSERY W.H. | 100.0 | 40.0 | 20.0 | 95.0 | 95.0 | 0.0 | 0.0 | - | - | - | - | - | - |
| 14 OTHER BLDGS | 80.0 | 10.0 | 20.0 | 50.0 | 40.0 | 0.0 | 0.0 | - | - | 80.0 | 70.0 | 80.0 | - |
| 15 OUTDOOR WORK | 35.0 | - | - | - | 50.0 | 20.0 | 0.0 | - | - | - | 50.0 | 50.0 | 90.0 |
| TOTAL COMP. % | 78.7% | | | | 80.0% | | | 80.0% | | | 80.0% | | |

F-Finishing

THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTRE

Construction schedule and Actual progress at the end of November 1989.

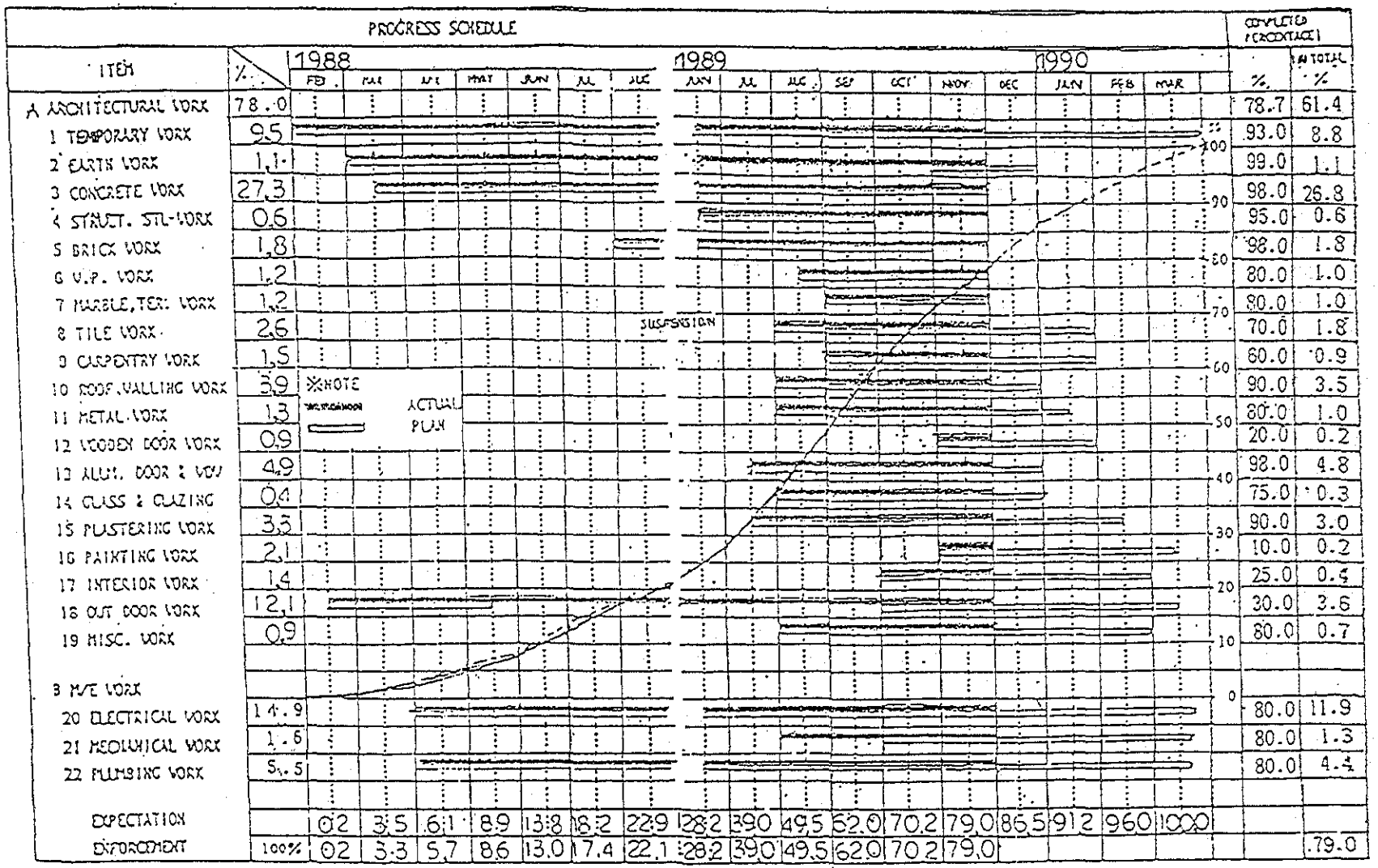

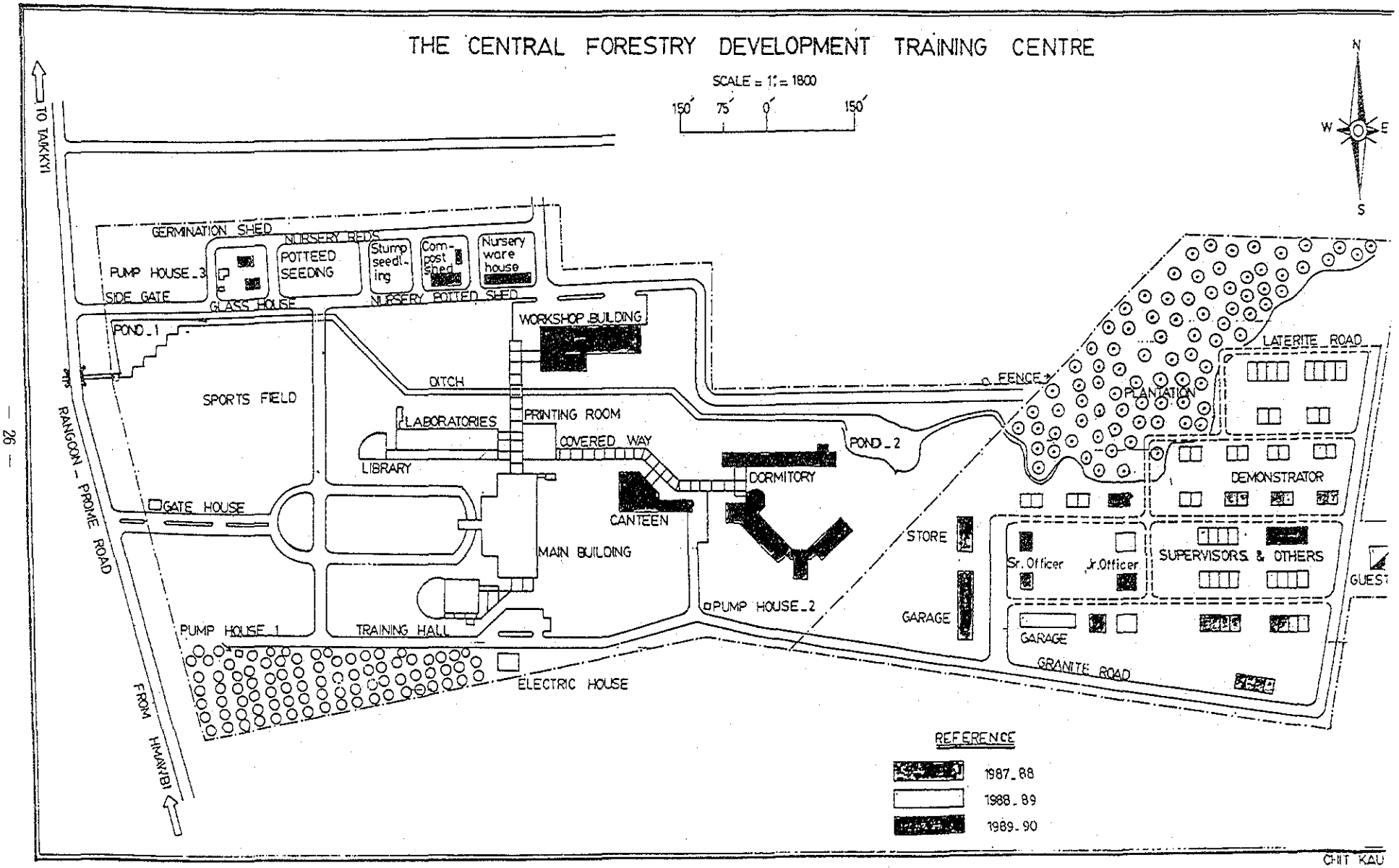
THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTRE
SCALE = 1" = 1800
150' 75' 0' 150'
N
W
E
S
TO TAKKYI
RANGOON - PROME ROAD
FROM HMAWBI
GERMINATION SHED
NURSERY BEDS
POTTEED SEEDING
Stump seedling
Compost shed
Nursery ware house
PUMP HOUSE_3
SIDE GATE
GLASS HOUSE
NURSERY POTTED SHED
POND_1
SPORTS FIELD
WORKSHOP BUILDING
DITCH
FENCE
PLANTATION
LATERITE ROAD
LABORATORIES
PRINTING ROOM
COVERED WAY
LIBRARY
POND_2
DORMITORY
DEMONSTRATOR
GATE HOUSE
CANTEEN
MAIN BUILDING
STORE
Sr. Officer
Jr. Officer
SUPERVISORS & OTHERS
GUEST
PUMP HOUSE_2
GARAGE
PUMP HOUSE_1
TRAINING HALL
GARAGE
GRANITE ROAD
ELECTRIC HOUSE
REFERENCE
1987_88
1988_89
1989_90
CHIT KAU

# 実施協議調査団

## 調査報告

# 1．実施協議調査団の派遣

## 1－1　調査団派遣の経緯と目的

これまでの調査結果を踏まえ、プロジェクト実施体制の確認R／D案及びT.S.I.等について協議を行い、R／D及びT.S.I.を締結する。

## 1－2　団　員　構　成

| | | |
|---|---|---|
| 団　長 | 高　木　　賢 | 林野庁林政部企画課長 |
| 団　員 | 宮　崎　宣　光 | 林野庁林業講習所主席教務官 |
| 団　員 | 鈴　木　文　益 | 栃木県林務部自然環境課鳥獣保護係長 |
| 団　員 | 濱　田　秀一郎 | 国際協力事業団林業開発課 |

## 1－3　主　要　面　談　者

農林省林業局

| | |
|---|---|
| 局　　長 | U BA THWIN |
| 次　　長 | U RAL LIAN SUN |
| 計　画　部　長 | U SOE XYI |
| 森林学校長（訓練担当部長） | U TIN NYUNT |
| 予算経理部長 | U YE MYINT |
| 計画部次長（CFDTC所長） | U SANN LWIN |
| 計画部部長補佐 | U AUNG DIN |

計画統計局

| | |
|---|---|
| 局　　長 | U MANG MANG BO |
| 計　画　部　長 | U KYING |
| 計画部部長補佐 | U TIN HHUT DO |

大蔵省対外経済局

| | |
|---|---|
| 局　　長 | U SOE THWIN |
| 渉　外　部　長 | U ANT KYAN |
| 渉外部長補佐 | U SOE LIN |

在ミャンマー日本国大使館

| | |
|---|---|
| 大　　使 | 川　村　知　也 |
| 公　　使 | 松　本　和　朗 |
| 一等書記官 | 雑　賀　幸　哉 |

ＪＩＣＡ事務所

所　　長　　佐野美則

前　所　長　　藤村建夫

中央林業開発訓練センター無償実施促進調査団

団　　長　　大石千尋

## 2．要　　約

(1) Ｒ／Ｄ及びT.S.I.の協議に当たっては、ミ側にとって協力機関を従来の４年間とせず、５年間としていること及び閣議の事前了解なしに署名することから、これに関連し修文の可能性も予想された。これに対し、調査団は、５年間の協力期間を提案しているのは、林業が長期間を要する技術であり、また造林行為等１年の中でも限られた期間にしか演習等が実施できないこと、更には、長期専門家が「ミ」国の全般的な林業技術の実情を把握し、適切なる研修プログラムを提案、実施していくには、しかるべき年数を要する旨説明したこと及び「ミ」側林業局が「ミ」側関係者の意見調整の意見調整を行ったことにより、原文で合意した。そのほか専門家の旅費に係る日当の支給に係る部分、合同委員会構成委員の名称、現場責任者の呼称、日本側調整委員の呼称について若干の修正を加え協議・合意し、90年３月23日に双方の署名の交換を終えた。

(2) 長期専門家の派遣時期について、「ミ」側から早期に派遣してほしい旨要請された。これに対し、専門家派遣に先立って必要な正式の外交レベルでの要請Ａ１・２フォームによる専門家派遣の手続きに時間を要するものと考えることから準備にかかる期間を除外し、実質的な５年間の協力期間を確保するために協力開始時期を８月１日にとしたい旨説明した。

(3) プロジェクトの実績の多くの部分がミャンマー側の予算措置で支えられる必要があり、又造林行為の実習を伴うと考えられる研修の実施にはローカルコスト部分が円滑に措置されることが不可欠である点を重ねて強調し、「ミ」側大蔵省の特段の配慮を要請した。

(4) 研修員の受入については、「ミ」側から６名／年、各６ヵ月～12ヵ月の研修員派遣の要請があった。これに対し、日本での受入研修が重要な課題であることを認識しつつ、期待されている年間６名の個別研修員受入の実施は難しい旨回答した。その他、集団研修及び第三国研修等の研修スキームの説明を行った。

(5) 機材供与については、1990年度の予算にかかる機材供与の要請は遅くとも９月末までに日本側に提出できるよう準備を進めて、８月の長期専門家の着任後速やかに協議し、要請リストとして取りまとめおくよう勧告した。

また、「ミ」側から無償協力の時点では除外したマイクロバス等について1990年度の要請リストに含めたいとの意向を表明した。

(6) 本計画の実施体制及び組織機構については、２課７係、140人余りで進められる計画であり、既に70人余りの職員、事務員が配属されている。また、Ｃ／Ｐの配置に関しては、ミ側はこの２課７係の長に、本局のDeputy Director 及びAssistant Directorの資格を有する者を配置しつつあることから、これらの者から適当な者をこれに充てたいとしている。

(7) 本プロジェクトを効率的に実施するため、今後、日本側は以下の点につき検討する必要があると認めた。

1) 中堅技術者養成対策費による研修活動の支援

2) 無償施設、機材の運用に係る技能訓練を行う短期専門家の早期派遣

3) 演習林の整備（モデル施業林・見本林・モデル施設当の設置を含む）促進のための支援

# 3．討議議事録の交渉経緯

## 3－1　農林省計画統計局

(1) 「ミ」側見解等

1) 本技術協力の枠組については、前回の長期調査員等による合意に本質的には変わっていないと理解しており、今回のチームの提示しているR／D案に特段の異義はない。

2) 本件技術協力は、1990年8月1日からとなっている点については、可能な限り早い時点からスタートさせてほしいと思う。

3) また、協力の期間を5年としているが、従来からこの種の案件では4年間を期間としてきた。この前例と異なるとすれば、なぜに5年の期間が必要であるかの正等性を説明し、閣議等上部機関の了解が必要となる可能性がある。

4) このR／Dは、担当部局のサインは、閣議の事前了解なしで行い得るが、事後、閣議に提出し承認を受けなければ政府として正式にR／Dに基づいた行動に移れないことを承知して欲しい。両国政府に勧告するという文書については特に異義はない。

(2) 調査団の回答

1) これに対し、我が方からは、本件プロジェクトの目的が林業に関する研修能力の向上を通じて、ミ国の林業技術の強化を図ることであり、協力の重要性を認識している。今回一連の協議を通じ、協力案件の枠組について合意し、R／D及びT.S.I.の署名を円滑に行いたい。

2) また、協力開始を8月1日としているのは専門家派遣に先立って必要な外交レベルでの正式なA1・2フォームによる専門家派遣要請の手続きに時間を要するものと考えることから、この準備にかかる期間を除外し、実質的な5年間の協力期間を確保するためである。

3) 5年間の協力期間を提案しているのは、林業が長期間を要する技術であり、また造林行為等1年の中でも限られた期間にしか演習等が実施できないこと、更には、長期専門家が「ミ」国の全般的な林業技術の実情を把握し、適切なる研修プログラムを提案、実施していくには、しかるべき年数を要するものである。ミ国における5年間の協力期間は林業分野の技術協力にとってむしろ短い期間なのだろうが、5年間を越すR／D期間を設定することは、日本側にも前例がなく5年間としたものである。

4) R／Dは、政府に勧告する性格のものであり、今後閣議等の了解が必要であることは理解している。従来から、署名したR／Dが承認されてきたことも承知しており閣議了解後、正式の外交手続きを速やかに進めるよう願いたい旨説明した。

## 3－2　大蔵省対外経済局

(1)　ミ側の見解等

1)　調査団の来訪を歓迎するむねの挨拶を受けた後R／Dの枠組を説明したのに対し、特段のコメントはなかった。

2)　ローカルコストとしてミ側が負担すべき事項については承知している事及び従来から予算は確実に配布してきた事が述べられ、今回のプロジェクトについても充分留意していきたいむね説明がなされた。

(2)　調査団の回答

1)　プロジェクトの実績の多くの部分がミャンマー側の予算措置で支えられる必要があり、又造林行為の実習を伴うと考えられる研修の実施にはローカルコスト部分が円滑に措置されることが不可欠である点を重ねて強調し、大蔵省の特段の配慮を要請した。

2)　なお、この件に関し、CFDTC事務局側からは、別途の場においてミ側の予算事情は厳しく、我々が必要と考えている額が配布されるわけではなくローカルコストについての支援も検討してもらいたいむねの説明があった。特に農業関係プログラムでは、研修の実施に関連し、研修旅費や教材に係る費用の一部を肩替りしてくれる制度があったと承知しており、本件についても同様な措置による支援が欲しいむね要請された。

## 3－3　農林省林業局

3月17日の表敬及び3月21、22日の林業局におけるR／Dの条項毎に内容の確認及び関連した事項につきおおよそ以下のとおり検討論議した。

(1)　協力期間及び閣議了解

1)　今回のR／D署名は林業局長が閣議の事前了解無しで行い得る。しかし、事後閣議の承認が必要であり、このむね、R／D前文内に明記すべきだとの意見が、大蔵省対外経済局から出ているとのミ側の説明がなされた。

2)　また、協力を5年としていることについては、従来JICAの技術協力は頭初2年とし、この間計画の見直しを行い要すれば2年間の延長を行うことで4年間とするのが通例であった。しかし、今回のCFDTC技術協力では林業の長期性等の観点から、はじめから5年を設定する事で関係機関への調整をしており、5年間とすることについては異義が無いとのミ側の見解が表明された。

3)　これに対し、調査団は、前文パラグラフ3は、R／Dが両国政府に対し勧告するという内容であり、日本側も決められた手続きを経て正式な日本政府の決定がなされる。同様にミ側が閣議の了承手続きを経てミ政府の決定となることを当然考えている表現であり、改めてこの種の文言を追加する必要がないのではないかと質したところ、ミ側もこれに同意した。

(2)　日本人専門家の派遣

日本人専門家の役割、特に講義を担当するか否かについてミ側から質問が出された。これに対し、調査団は、R／DのⅣ（プロジェクトの運営）4及び5の条項に言及しつつ、以下のとおり対

応した。

1) チームリーダーは、この協力案件実施全般にわたって、日本人専門家の代表として関与し、研修の円滑かつ効果的な運営を図るよう助言する。また、コーディネーターはチームリーダーを助け、ミ側あるいはJICAとの連絡調整を行う。この意味ではむしろLiaison Officerと呼んだ方が適切かもしれない。

2) 各技術分野の専門家は、ミ国の関連分野技術の現状、問題点を把握し、研修プログラムの編成、研修教材の作成、計画の作成及び研修の実施について、カウンターパートを通じて指導助言する。従って、日本人専門家が、通常の講義を担当する事を考えておらず、カウンターパートあるいは教員を技術面から指導し、研修の質及び効果を高める役割を担う点を説明した。

3) ミ側は、日本人専門家が恒常的な講座を持たない事について理解を示した。ただ、場合によってはフィールドでの実習や特別講義は可能な限りやって欲しいとの希望が述べられた。

4) また、コーディネーターについては、その役割から見てLiaison Officerと名称を変更する事が妥当であるとし、修文する事で了解された。

(3) 研修員の受入

1) ミ側から、研修員の日本への派遣の規模（人数、期間）について見通しを問われた。ミ側としては年間6人程度、期間についても技術分野毎に異なる事ではあるが、6カ月から1年程度の長期の研修を希望したい旨述べた。

2) 本調査団としては、日本での受入研修が重要な課題であることを認識しつつも、従来の平均的な研修員受入の実情が1プロジェクト当り2～3名、期間も3～4カ月程度である事を説明し、期待されている年間6名受入の実施は難しい旨述べた。

3) また、受入研修の期間については、希望する研修の内容によって、当然決められるものであり、特別な期間があるわけではないが、P.H.D.の資格を得るような研修とは異なる事から見れば、6カ月間という長期の研修は限られたものとなること、このような特に高度な研修は別途の文部省による留学制度を活用する方が現実的である事を説明した。

4) これに対し、ミ側から集団コースの研修への参加も含め、出来るだけ多くの研修員を受入れて欲しいので、集団研修各コースのミ国の参加人数枠の拡大により、個別研修と合計して期待している人数を受入れてもらえるよう重ねて要請された。

5) ミ側から研修員受入の課題に関連し、アグロフォレストリー分野の日本での研修は可能であるか否かとの質問があった。これに対し調査団は次のとおり説明した。

① アグロフォレストリーの実例は、現在の日本では非常に限られており、受入研修の課題としては必ずしも適切ではないと考えられる。

② しかしながら、プロジェクトにとって、重要な課題については、フィリピンやタイ等での研修（第三国研修）を受ける制度もある。

6) ミ側は、アグロフォレストリーやコミュニティー開発にかかる研修も重視しており、第三国研修として、C／Pを派遣したい旨重ねて要請した。

7) 本調査団としては、集団コース研修にかかる人数枠の拡大、第三国研修については、いずれもプロジェクトベースでの研修受入制度の枠外にあることでもあり、その可能性を言及出来る立場

にないことから、ミ国側からしかるべき外交チャンネルを通じ要請された段階で具体的に検討されるべき内容である旨回答した。

(5) 機 材 供 与

1) ミ側から、5年間で供与される予定又は見通しの総額について質問があった。これは、ミ側ローカル予算申請に際し、大蔵省から提示するよう求められるため、必要であるが故の申し入れとのことであった。

2) これに対し、本調査団は日本の予算制度上、年度を超えて将来の予算額に余断を与えるいかなる約束も許されていないため提示することは出来ない旨説明し了解を求めた。

3) また、本調査団は実際の機材供与の手続きはコロンボプランの様式（A4フォーム）で正式に要請され、これに応えるかたちで進められることから、1990年度の予算にかかる機材供与の要請書は遅くとも9月末までに日本側に到着する必要があり、8月の長期専門家の着任後速やかに協議し、要請リストとして提出できるよう準備を進めておくよう取りまとめておくよう勧告した。

4) ミ側は、最終的なリストは8月の長期専門家着任後に作成するとしても、リストの中に車輌を含む場合は手続きに時間を要するので、少なくとも車輌に関するリストは専門家の着任を待たず手続きに取りかかりたいとし、無償協力時点では除外したマイクロバス等について今回のリストに含めたいとの意向を表明した。

5) 本調査団として、マイクロバス等の機材が研修実施に不可欠であると認めリストに含める事に特に異論を示さなかった。

(6) 日本人専門家の公用旅行にかかる旅費、日当

1) ミ側から、日本人の公用出張に際しての車輌、宿舎の提供は当然ミ側の責任で対応する考えであるが、Travel allwanceには実費部分でない日当が含まれることとなる。現行ミ側の旅費制度では、外国人には日当ては支払わないこととなっており、不都合が生じる、Travel allwanceの語を実費部分であるTransportation及びAccommodationの用語に変更したい旨申し入れがあった。

2) 本調査団としては、ミ側の事情について理解し得ることからこの修文に応じることとした。

(7) ローカルコストの負担

1) ミ側からCFDTC施設の維持管理、研修の運営等に要する費用は既に予算要求済であり、できる限り対応していく覚悟であるものの、ミ国予算事情は御承知のとおり厳しい状況にあり、特に研修生の旅費については不安が残っている。JICAの他のプロジェクトでは、研修旅費教材費等について日本側が支援している例があると承知しているが、本件についても同様な支援をして欲しい旨要請された。

2) 本調査団としては、CEDTC施設の維持費も決して少なくない中で、ローカルコスト確保に努めている情況に鑑み、中堅技術者要請対策費等の導入により、この要請に応える必要性を認識した。これに対し、研修に係るローカルコスト支援の制度があるが、1990年度からの支援は困難であること及び積算額には研修所内での日当て宿泊の費用が含まれないことならびに予算額は年毎に20%程度ずつ漸減する制度であることを説明しつつ、具体的には長期専門家と協議して要請内容を具体的に積算検討してもらいたいこと及び支援要請があったことをJICA本部に伝えたい旨

回答した。

(8) プロジェクトの運営及び合同委員会

1) プロジェクトダイレクターを教育訓練部長としているが、Divisionは現在のところ存在せず、教育訓練担当の部長が指名されており、この部長がメイミョウの林業学校長を兼ねている。従って、The Director of Training DivisionをThe Director for Trainingに改めること。また、Project manager の表現は他の国連機関等の協力プロジェクトで使用しているProject Directorより地位が低い様に見えてしまうので、Project Manager及びDeputy Project Managerの表現をProject Director及びDeputy Project Directorに変えることがミ側から提案された。

2) 本調査団としてはこれに特段の異議はなく、このように修正することに同意した。

3) 尚、Projct Directorは、メイミョウ林業学校の最高責任者でもあり、本局の教育担当DirectorであるU Tin Nyunt 氏が、またDeputy Project Directorには、CFDTCの所長が座ることとされたが、このポストには現在CFDTC建設の現場サイドミ側責任者であるU Sann Lwin氏が指名されている。同氏の現在のポストは、本局計画部の次長相当のDeputy Directorであり、実際にはCEDTC建設室の長である。U Tin Nynut氏は役人生活の中で、教師として、課長あるいは所長としてミ国の林業教育訓練関係ポストを歴任したこの道のベテランである。

## 4－1 計画の実施体制及び運営組織

(1) 無償協力により建設された施設は完成し、調査団のミャンマー滞在中の３月23日引渡し式が行われた。この施設は、管理棟、教室の外に、180人余り収容力のある、ドミトリー、食堂、並びに大会議場、重機材修理工場、苗畑等を備えており、研修施設としては、大変優れた機能を有している。

(2) 現在、このCFDTCの建物の維持管理に係る各種機械操作（空調、発電、給水等の設備を含む）について指導する人本人のコンサルタントグループ技術者が訓練を進めており、通常の状態での施設運用はほぼ現地スタッフで出来るようになりつつあると認められた。

(3) しかしながら、施設建物が多く、短期間にこれらの運用に係る知識を多くのスタッフが習熟するのはまだ多くの訓練と時間が必要であり、特にトラブルが発生した場合の対応がスムーズに出来る状態には至っていないとの懸念が、コンサルタントグループの技術者から伝えられた。

(4) このため、ミ側からも、これら無償協力で導入された機械類、特に印刷機、オーディオ関係機器の運転及び維持管理及び重機械の維持管理を指導する短期専門家の派遣を強く要請された。

(5) 調査団としては、これだけの内容の充実した設備を研修に活用していくためにはスタッフの訓練が必要であり、これら管理運営面でのスタッフのしっかりしたサポートがなくては、研修協力がスムーズには動かず、プロジェクトの長期専門家が本来協力すべき研修内容の充実という分野から研修所自体の管理面の雑務に謀殺される事になりかねない点を懸念する。

将来着任する長期専門家の技術分野から見ても、CFDTCの施設、機材の運用指導に関与し得る者は、林業機材担当（重機の運用、メンテナンスを含むとして）及び造林担当（苗畑施設）がいる

とはいえ、これら、一般管理面の職員の教育訓練までは手が届かない。従って、R／Dの開始時期、8月1日に関わりなく、出来るだけ早期に、建物管理及びオーディオ機器管理に係る個別の短期専門家（建物に関与したコンサルタントグループの技術者）を派遣することが必要と考えられる。

なお、CFDTCに導入した機械類には、ミ国内には類型したものがなく、一般市内や関係官庁からの修理等のサービスを受け得ないことが懸念されること、間違った使用により機械の故障を生じるとそのままプロジェクト活動が停滞する可能性も高いことから、プロジェクト開始以前に管理面スタッフ技能レベルを高めておくことの必要性は強調されなければならない。

(6) しかしながら調査団は、プロジェクト開始前の短期専門家の派遣可能性について言及できる立場にない事から、ミ側には、この種の専門家の来訪や必要性を認めるが、人及予算に係る事項であり、調査団としての意見は差し控え、JICA本部にミ側の要請を伝えたい旨回答するに留めた。

(8) 次に調査団から、CFDTCの運営組織とカウンターパートの配置につきミ側の見解を質したところ以下の説明がなされた。

① プロジェクトディクターは、現メイミョウ林業学校長でもある訓練担当部長（U Tm Nyunt氏）を充てる。

② プロジェクト副ディクターは、CEDTC長を当てる。現在CEDTC建設の現場責任者であり、計画部の次長担当のグレードに位置ずけされるU Sam Lwin氏を当てる。

③ CFDTCの運営組織は所長（HEAD）の下に2課7係を配し総勢140人余りのスタッフを考えている。

④ 現在各種グランド機械の使用方法を勉強するため、約半数の職員を臨時に採用しているが随時予算の執行が可能となるに従って正規職員としていきたい。予算年度は日本同様（4月～3月）

⑤カウンターパートとしては2課7係の長9名に本局の課長（Senior Aesistant Director）または課長補佐（Jinior Aesistant Director）相当のキャリアを有するものを指名する予定であり、この中から個々の人の資質に着目して、日本側チームリーダーの意見もいただき指名していきたい。

(9) これに対し調査団は、カウンターパートをそれぞれどのポストの者に決めるかについて今決定する必要はなく、あくまでもプロジェクト開始により来訪するチームリーダーと話し合って決めてもらいたいが、カウンターパートがラインの長（課長、係長）と兼任である場合専門家の担当する技術分野あるいは研修コース／講座と、カウンターパートが要求されるライン業務とに離りがある事が予想され、技術移転がスムーズに進まない事も懸念されるので課長等のライン業務と兼務されるのではなく、専任のC／Pを別途配置してもらいたいむね申し入れた。

なおこの件については、リーダー着任後さらに検討する事で相方了解した。

## 4－2 演　習　林

ミ側は、CFDTCの行う野外実習にはミ国内の如何なる林分も活用可能であることから、特に区画した一定面積の演習林を設定することは今のところ考えていない。これは、従来から、メイミョウ林業学校が、造林事業に関する野外実習を、営林署レベルの事業地に於いて研修生に一部事業を行わせ

ることで実施してきたことと関係している模様であるが、事業地が、研修にふさわしいか否かが不明な事や、営林署レベルの事業予算の如何によって、研修用地を点々と移動させねばならない恐れもある事から、必ずしも効率的な実習が運営できるか否かについて不安が残る。

演習林は一般経済林と異なり、研修活動を優先して利用がなされるべき林分として特定するべきものであり、併せて、研修を効率的に実施できるよう、林道をはじめ、様々なモデルとなる施設あるいは、取扱の異なる林分を集めた一定団地であることが望ましい。従って、この様な演習林の設定をミ側に要請したところ、演習林を持てば、その維持管理に係るコストが必要であり、増してや、その整備に係る費用の捻出はほとんど困難な状況にあることから、当面は特定の林分を本研修センターの所管とする事は考えていないとの事であった。

しかしながら、演習林の設定とその整備については、研修を効率的に行う上で必要不可欠なものでもあり、その整備について、例えばモデルインフラ整備に係るローカルコスト支援事業を導入する等の支援を通じ積極的に取り組む事が必要と考えられる。

## 5．その他特記すべき事項

本プロジェクトに対するミ国側の期待には多大なものがあり、今回の調査団に対する関係者の対応からもその事が強く伺われる。日本側に於いても、今後派遣される専門家には、このことを十分認識してもらい、限られた５年間のプロジェクト期間に於いてより効果的な専門家活動が展開できるよう、派遣前にこれまでの調査により収拾された各種情報について熟知してもらうと共に、担当する分野についての国内で得られる資料、情報を可能な限り収集し、着任後速やかに積極的な活動を展開できるよう、以下の資料の収拾について、国際協力事業団は、積極的な役割を果たすべきである。

① わが国に於ける林業高校の教育課程に関する事項
（教科、時間配分、教材、試験問題等）

② 国、県等の研修機関の行っている林業関係コースに関する事項
（教科、教材、時間配分等）

③ 発展途上国に於けるこの種の研修の内容に関する事項
（教材、コースデザイン、教育レベルの設定方法、教育効果の評価方法等）

④ 無償供与に係る機材の使用法に関する事項

# Organiyation Chait of the Project

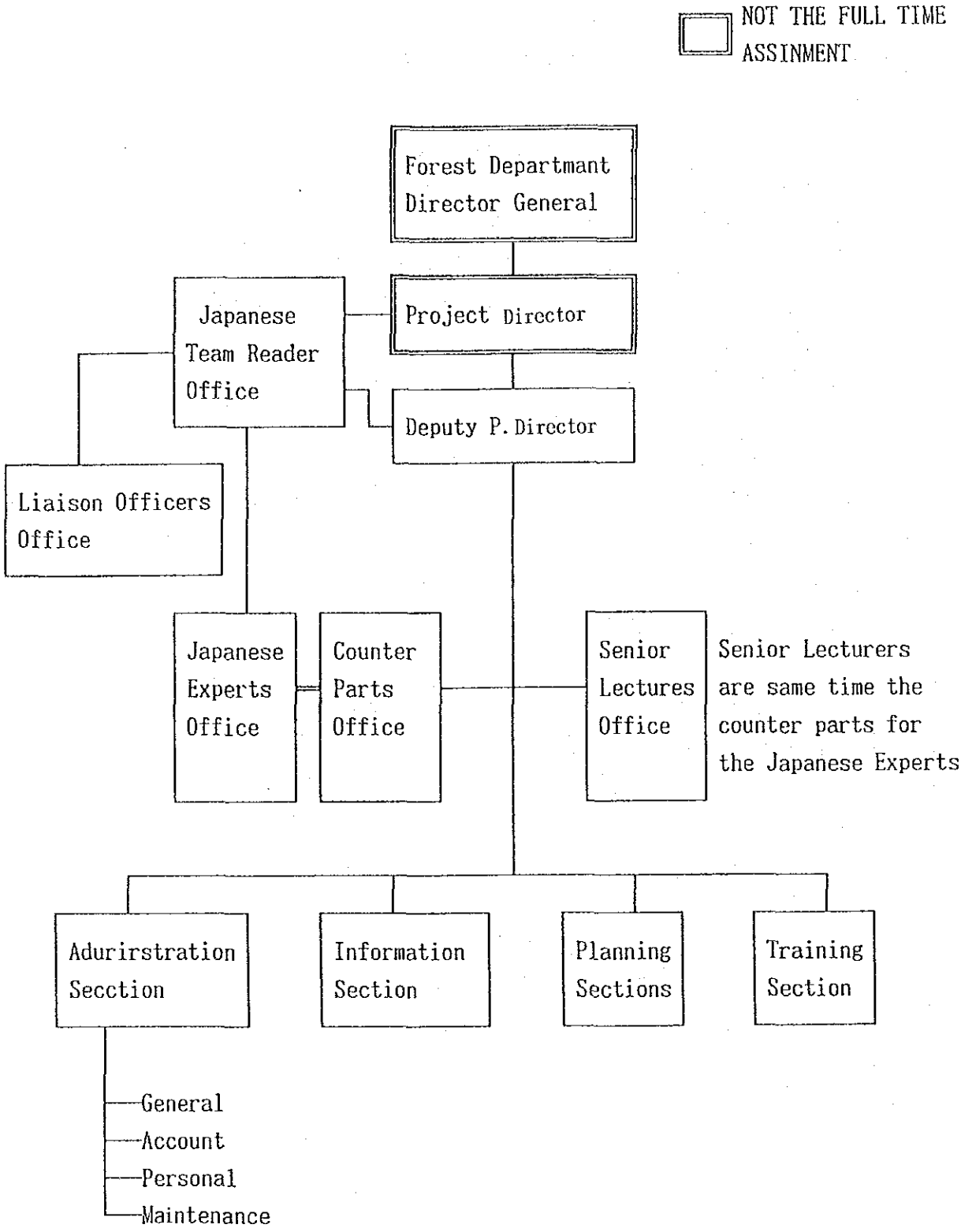

RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE UNION OF MYANMAR
ON TECHNICAL COOPERATION FOR
THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTER PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Masaru TAKAGI, Director, Policy Planning Division, Administration Department, Forestry Agency, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, visited the Union of Myanmar from March 15 to March 24, 1990 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program for the central Forestry Development Center Project in the Union of Myanmar (herein after referred to as "the Project").

During its stay in the Union of Myanmar, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Myanmar authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for successful implementation of the Project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Yangon, march 23, 1990

Masaru Takagi

Mr. Masaru TAKAGI
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency, Japan.

U. Ba Thwin
Director General,
Forestry Department,
Ministry of Agriculture
and Forests, the Union
of Myanmar.

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

The Government of Japan and the Government of the Union of Myanmar will cooperate with each other in implementing the Project based on Master Plan in I of the Annex.

II. MEASURES TO BE TAKEN THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

(1) The Government of Japan will provide services of the Japanese experts listed in II of the Annex.

(2) The Japanese experts referred to in (1) above and their families will be granted in the Union of Myanmar the privileges, exemptions and benefits no less favorable than those accorded to experts of third countries working in the Union of Myanmar.

2. PROVISION OF THE EQUIPMENT

(1) The Government of Japan will provide machinery, equipment and materials (hereinafter referred to as "the Equipment") as listed in III of Annex.

(3) The Equipment will become the property of the Government of the Union of Myanmar upon being delivered c.i.f. to the Myanmar authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of Annex.

3. TRAINING OF MYANMAR COUNTERPART PERSONNEL IN JAPAN

(1) The Government of Japan will train the Myanmar counterpart personnel in Japan.

(2) The Government of the Union of Myanmar will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Myanmar personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for implementation of the Project.

## III MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE UNION OF MYANMAR

In accordance with the laws and regulations in force in the Union of Myanmar, the Government of the Union of Myanmar will take, at its own expense, the following measures.

### 1. SERVICES OF MYANMAR COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

(1) The Government of the Union of Myanmar will secure services of Myanmar counterpart and administrative personnel as listed in IV of the Annex.

(2) The Government of the Union of Myanmar will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

### 2. PROVISION OF LAND, BUILDING AND INCIDENTAL FACILITIES

The Government of the Union of Myanmar will provide land, buildings and facilities as listed in V of the Annex.

### 3. SUPPLY AND REPLACEMENT OF EQUIPMENT AND MACHINERY

(1) The Government of the Union of Myanmar will supply and/or replace equipment, machinery, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials which are necessary for implementation of the Project except for the Equipment referred to in II-2 above.

(2) The Government of the Union of Myanmar will bear the expenses necessary for the transportation of the Equipment referred to in II-2 above within the Union of Myanmar, as well as for the installation, operation and maintenance thereof.

(3) The Government of the Union of Myanmar will bear the custom duties, internal taxes and any other charges imposed on the Equipment referred to in II-2 above in the Union of Myanmar.

4. TRANSPORTATION AND ACCOMMODATION FOR OFFICIAL TRAVEL

The Government of the Union of Myanmar will bear the expenses necessary for the transportation facilities and accommodation for the official travel of the Japanese experts within the Union of Myanmar

5. ALL RUNNING EXPENSES

The Government of the Union of Myanmar will meet all running expenses necessary for implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director General of Forest Department (hereinafter referred to the Forest Department as "FD"), Ministry of Agriculture and Forests will bear overall responsibility for implementation of the Project.

2. The Director for Training of FD, Ministry of Agriculture and Forests, as the Project Director, will be responsible for administrative and managerial matters of the Project.

3. The Head of the Central Forestry Development Training Center (hereinafter referred to as "CFDTC"), as the Deputy Project Director, will be responsible for the operation of the Project.

4. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning implementation of the Project to the Project Director and the Deputy Project Director.

5. The Japanese Experts will give necessary technical guidance and advice to the Myanmar counterpart personnel on matters pertaining to implementation of the Project.

6. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VI of Annex.

## V. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Union of Myanmar undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Union of Myanmar except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese Experts.

## VI. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

## VII TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from August 1, 1990.

M.T

# ANNEX

## I. MASTER PLAN

### 1. Objectives of the Project

The objective of the Project is to strengthen the ability of forestry training through its training programs at CFDTC, and thus contributing to the development of forestry in the Union of Myanmar.

### 2. Activities of the Project

Among from all the training courses at CFDTC, the Project will cover the following courses

(1) Inservice Training Courses

1) Plantation Technique
2) Nursery Practice
3) Forest Protection
4) Forest Road
5) Forest Machinery

(2) Public Training Courses

1) Forestry for Local Community Development
2) Agro-forestry

M.T

## II. JAPANESE EXPERTS

1. Team Leader

2. Experts for training instruction in the fields
   (1) Training Method
   (2) Silviculture and Nursery
   (3) Forest Management and Forest Protection
   (4) Forest Road and Forest machinery

3. Liaison Officer

Note: Short-term experts will be dispatched when necessity arises, for the smooth implementation of the Project.

## III. LIST OF THE EQUIPMENT

1. Equipment, machinery and tools necessary for technical guidance and training

2. Teaching materials including audio-visual aids

3. Books and other necessary printed matters

4. Vehicles

5. Other necessary equipment, machinery, materials and their spare parts.

M.T

## IV. LIST OF MYANMAR COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director

2. Deputy Project Director

3. Counterpart personnel in the fields
   (1) Training Method
   (2) Silviculture
   (3) Nursery
   (4) Forest Protection
   (5) Forest Management
   (6) Forest Road
   (7) Forest Machinery

4. Administrative personnel
   (1) Clerical and service employees
   (2) Drivers and Laborers
   (3) Other necessary supporting staff

## V. LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land for
   (1) CFDTC
   (2) Training Forest

2. Building and facilities
   (1) Administration and training building
   (2) Dormitory
   (3) Workshop
   (4) Nursery and related facilities
   (5) Staff quarters
   (6) Guesthouse
   (7) Warehouse
   (8) Gatehouse
   (9) Administration house for training forest

M.J

## VI. THE JOINT COMMITTEE

### 1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

(1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;

(2) To review the overall progress of the Project as well as the achievements of the above-mentioned Annual Work Plan;

(3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the Project.

### 2. Composition

(1) Chairman Director General of FD, Ministry of Agriculture and Forests

(2) Members

(a) Myanmar side

1) Project Director; Director for Training, FD
2) Director, Planning and Statistics Division, FD
3) Director, Administration Division, FD
4) Director, Operation Division, FD
5) Director, Budjet and accountant Division, FD
6) Director, Forest Research Institute, FD
7) Representative of Planning and Statistics Department, Ministry of Agriculture and Forests
8) Representative of Myanmar Timber Enterprise
9) Deputy Project Director, Head of the CFDTC

(b) Japanese side

1) Team Leader
2) Expert(s) appointed by Team Leader
3) Liaison Officer
4) Resident Representative of JICA in Myanmar

M.J

5) Personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary

Note: Official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observer(s).

M.T

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
ON THE TECHNICAL COOPERATION

FOR

THE CENTRAL FORESTRY DEVELOPMENT TRAINING CENTRE PROJECT

IN

THE UNION OF MYANMAR

The Japanese Implementation Survey Team and the Myanmar authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as attached hereto.

These have been formulated in connection with the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Myanamr authorities concerned for the Project, on the condition that the necessary budget will be allocated for implementation of the Project and that the schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of the implementation of the Project.

Yangon, March 23, 1990

Masaru Takagi

---

Mr. Masaru Takagi
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency, Japan.

---

U Ba Thwin
Director General,
Forestry Department,
Ministry of Agriculture
and Forests, The Union
of Myanmar.

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

I. Annual Program

| Item \ Year | 1st | 2nd | 3rd | 4th | 5th |
|---|---|---|---|---|---|
| Among from all the training courses at CFDTC, the Project will cover the following courses | | | | | |
| 1. Inservice Training Courses | | | | | |
| (1) Plantation Technique | | | | | |
| (2) Nursery Practice | | | | | |
| (3) Forest Protection | | | | | |
| (4) Forest Road | | | | | |
| (5) Forest Machinery | | | | | |
| 2. Public Training Courses | | | | | |
| (1) Forestry for Local Community Development | | | | | |
| (2) Agro-forestry | | | | | |

II. Technical Cooperation Program

| Item \ Year | 1st | 2nd | 3rd | 4th | 5th | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. Japanese side: | | | | | | |
| (1) Dispatch of Japanese Experts | | | | | | |
| a. Long-term experts | | | | | | |
| (a) Team Leader | | | | | | |
| (b) Training Method | | | | | | |
| (c) Silviculture and Nursery | | | | | | |
| (d) Forest Management and Forest Protection | | | | | | |
| (e) Forest Road and Forest Machinery | | | | | | |
| (f) Liaison Officer | | | | | | |
| b. Short-term experts | (when necessity arises) | | | | | |
| (2) Provision of machinery and equipment | | | | | | |
| (3) Counterparts training in Japan | — | — | — | — | — | |
| (4) Dispatch of survey missions | (Missions may be dispatched when necessity arises.) | | | | | |

M.T

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2. Myanmar side: | | | | | |
| (1) Project Director | | | | | |
| (2) Deputy Project Director | | | | | |
| (3) Counterpart Personnel in the Fields | | | | | |
| a. Training Method | | | | | |
| b. Silviculture | | | | | |
| c. Nursery | | | | | |
| d. Forest Management | | | | | |
| e. Forest Protection | | | | | |
| f. Forest Road | | | | | |
| g. Forest Machinery | | | | | |
| (4) Administrative personnel | | | | | |
| (5) Provision of running cost of the Project | | | | | |
| (6) Provision of land, buildings and facilities | | | | | |

M.T

JICA